



新年あけましておめでとうございます。今年もまほろば職員一同、皆様にご満足いただけるよう企画してまいりますので、本年も変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。また寒い日が続いておりますので、体調を崩されぬようご自愛ください。

それでは2026年最初のまほろば新聞をお楽しみください！！



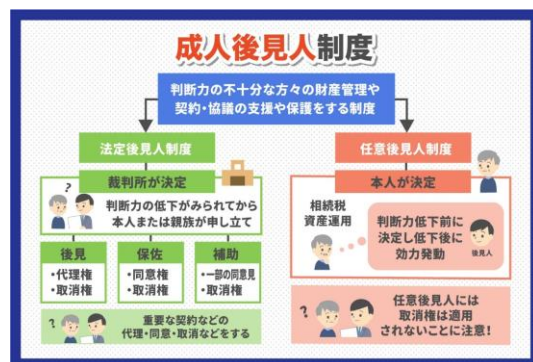
こんにちはケアマネです

～認知症と財産管理～

認知症が進行すると物事の判断が十分にできなくなってしまうことがあります。これがどうい
うことにつながるかというと、何かの契約をすることや自分の財産(預貯金や不動産等)を管理
することが難しくなってしまう、ということです。悪質な訪問販売やオレオレ詐欺などの特殊
詐欺の被害にあってしまうかもしれません。

こういった心配事に対して支援する方法があります。一つ目は、**日常生活支援自立支援事業**
です。日常生活自立支援事業は、日常的な金銭管理や福祉サービス利用(契約の締結等)援助、
大切な書類などの預かりを専門員さん、または生活支援員さんが行ってくれるというものです。

二つ目は、**成年後見制度**です。成年後見制度は判断
能力が不十分な為に契約等の法律行為を行うことがで
きない方が対象となります。家庭裁判所に申し立てを
行うことによって、御本人に後見人が選任されます。
担当の後見人が必要な契約等の締結や財産の管理を行
なっています。一般的に後見人は、弁護士や司法書士
が行なうことが多い印象ですが、家族のどなたかが行
なうこともあります。後見人は、家庭裁判所が行ないます。



また成年後見制度には、本人が元気なうちに「将来、この人に私の後見人になってほし
い。」と、事前に後見人を決めておくことができる任意後見制度があります。

※問い合わせ先：各市町村福祉課・成年後見あんしんセンター、包括支援センターまで